

食品衛生監視員の業務について

カロリーベースで約6割を輸入食品に依存している我が国は、今や輸入食品なくしては国民の生活が成り立たない状況となっています。輸入される食品については、その安全性確保の観点から、輸入業者に対して輸入届出の義務が課せられており、届出を受け付けた厚生労働省検疫所では、食品衛生法に基づき適法な食品等であるか食品衛生監視員が審査や検査を行うことにより、水際の第一線で輸入食品を監視しています。



1. 検疫所における幅広い業務

厚生労働省検疫所における食品衛生監視員の主な業務は、①輸入食品監視業務、②検査業務、③検疫衛生業務です。その全てが人の健康を守るための、とても大切な仕事です。

① 輸入食品監視業務

日本は食品の輸入大国であり、輸入食品の安全確保は、国民にとって大きな関心事項であり、非常に重要なものとなっています。そのような状況の中で、検疫所は、輸入食品の監視業務を第一線で行っています。

食品等を営業目的で輸入する際には、厚生労働大臣に届出しなければならず、この届出書を全国の検疫所に配置されている32ヶ所の輸入食品届出窓口で受付しています。

食品衛生監視員は、この届出書の記載事項をチェックし、輸入された食品が日本の食品衛生法に適合しているか、必要な検査が行われているか等を審査します。具体的には、使用してはいけない添加物が使用されていないか、製造が日本の規制を遵守して行われているか等の審査を行います。その結果、必要であれば輸入業者に対する指導も行います。

また、多種多様な輸入食品の食品衛生上の状況を幅広く監視するために、「輸入食品監視指導計画」に基づくモニタリング検査を行っています。モニタリング検査は、食品衛生監視員が港湾区域や倉庫へ自ら車を運転して行き、倉庫で輸入食品の確認や、サンプリングを行うので、特に貨物の開梱や検体の運搬等では、体力も必要となります。



② 検査（試験分析）業務

検疫所では、輸入食品のモニタリング検査等に係る試験分析や検疫衛生業務に係る検査を、横浜、神戸の輸入食品・検疫検査センター及び6ヶ所の検疫所の検査課で実施しています。

検査（試験分析）業務には、微生物検査と理化学検査があります。微生物検査では、病原微生物や寄生虫等の検査を実施し、理化学検査では、残留農薬、残留動物用医薬品、添加物、有毒有害物質等の検査を実施しています。

これらの検査を実施するため、輸入食品・検疫検査センターでは、ガスクロマトグラフ質量分析計や高速液体クロマトグラフ質量分析計、リアルタイムPCRなどの検査機器を備えています。

また、検疫所では、海外からの研修生の受入、海外への講師派遣による技術協力も実施しています。



③ 検疫衛生業務

検疫所は全国に13ヶ所の本所と14ヶ所の支所があり、その他83ヶ所の出張所があります。これらのすべての検疫所で検疫衛生業務を行っています。

国内に常在しない感染症（いわゆる検疫感染症）の病原体が海外から侵入することを水際で防止するため、**海外から来航する船舶、航空機及びその乗組員、乗客に対して検疫を行う**とともに、必要に応じて**病原体の検査**を行い、患者を発見した場合には、隔離、消毒等の防疫措置を講じることとしています。

例えば、新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に従い、感染の疑いのある入国者を発見するため、体温測定や、PCR等による遺伝子検査を行います。

その他、感染症を媒介するねずみ族や蚊族等の海空港での**生息状況調査及び病原体保有検査**の実施や、動物からヒトに感染する動物由来感染症の侵入を防止するために、**動物の輸入届出に対する審査**等を行っています。

2. 配属・異動・昇任

検疫所は、北海道から沖縄まで全国に配置されていることから、異動も全国規模となっており、概ね約2年から3年毎に異動があります。

厚生労働本省や地方厚生局などの部署にも、検疫所から出向して勤務することがあります。

厚生労働本省では、医薬・生活衛生局を中心に、食品衛生監視員としての専門知識を活かした業務を行っています。

また、全国7ヶ所にある地方厚生局の食品衛生課では、国内の食品製造工場に対する、総合衛生管理製造過程（HACCP）による食品の製造又は加工に係る承認・指導の業務を行っています。また、同様のHACCPシステムに基づく衛生管理が、諸外国に食肉や水産食品を輸出する施設に対しても求められていることから、これらの施設に対する査察・指導の業務も行っています。その他、輸入食品の検査を行う登録検査機関が登録基準を満たし、適正な検査を行っていることの確認業務も行っています。

また、上記以外にも食品衛生監視員の専門知識が必要な行政各機関に配属される場合もあります。

昇任については、輸入食品監視業務、検査業務、検疫衛生業務等の一定の実務経験を経て、努力次第で、検疫所の課長等へ昇任することができます。

3. 研修

採用後は、検疫所業務の基礎的な知識を付与するとともに、国民全体の奉仕者としての国家公務員の使命と心構えを習得させることを目的とした初任者研修を実施します。また、食品衛生法に関する知識の習得を目的として食品衛生監視員特別プログラムも実施しています。

その後も係員級、係長級等、それぞれの職務内容や段階に応じた様々な研修を行っています。

～人事担当者より～ 「求める人物像について」

輸入食品が増加する状況の中で、国民の「食の安全」を確保することが国の食品衛生監視員に課せられた使命です。輸入食品監視のスペシャリストとしての専門的知識も大切ですが、輸入業者と接する機会も多いことから、コミュニケーション能力や協調性が必要であり、とっさの場合的確な判断能力も求められます。国民の「食の安全」は自分が守るという熱い心を持った方の受験をお待ちしています。

【食品衛生監視員の業務に関する問い合わせ先】

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室 人事係

代表 03-5253-1111 内線 2466